

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月十一日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第四号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年仙台市人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第二条 条例<u>第十三条第一項及び第三項</u>の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること</p> <p>[二～五 略]</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 条例第十三条第三項の<u>任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u></p> <p>2 条例第十三条第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>[新設]</p> <p>三 [略]</p> <p>(届出)</p> <p>第七条 新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>(支給の始期及び終期)</p>	<p>(やむを得ない事情)</p> <p>第二条 条例<u>第十三条第一項</u>の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること</p> <p>[二～五 略]</p> <p>(権衡職員の範囲等)</p> <p>第五条 条例第十三条第三項の<u>人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。</u></p> <p>2 条例第十三条第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 前二号中「公署を異にする異動に伴い」とあるのを「<u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い</u>」と、「<u>第二条</u>」とあるのを「<u>前項</u>」と、「<u>当該異動</u>」とあるのを「<u>当該適用</u>」と読み替えた場合に当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</p> <p>四 [略]</p> <p>(届出)</p> <p>第七条 新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、人事委員会が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会</u>が定める場合には、<u>同項の規定による届出を要しない。</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第三項に規定する場合においても、同様とする。</u></p> <p>(支給の始期及び終期)</p>

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

（事後の確認）

第十条 [略]

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の職員の単身赴任手当に関する規則第五条第二項第三号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十三条第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 [略]

（事後の確認）

第十条 [略]

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（人事委員会事務局審査給与課）